

平成23年度第6回協働支援会議

平成24年2月16日（木）午後2時00分

区役所本庁舎 6階 第3委員会室

出席者：久塚委員、宇都木委員、関口委員、竹内委員、野口委員、伊藤委員、村山委員

事務局：地域調整課長、早乙女協働推進主査、西堀主査、高橋主事

久塚座長 では、時刻になりましたので定員に達しています。始めたいと思います。第6回の協働支援会議ということになります。

きょうは大きな議事が二つ、大きな柱立てが二つで、先だって議論して承知していただきましたけれども、NPOの活動資金助成、もう一つはこの報告書ですね。それということになります。

では、それを含めて事務局のほうから資料の確認をお願いします。

事務局 配付資料の確認をさせていただきます。

まず、お手元に配付してありますのが、資料1、新宿区NPO活動資金助成の手引きです。

それから、資料2が協働事業評価報告書の案。

それから、チラシが3枚ついております。まず1枚目がちょっと赤っぽいので、平成23年度新宿区協働事業提案制度実施事業ということで、神楽坂の地域資産を登録文化財として表彰・保全する事業のシンポジウムを3月3日午後に行います。もしお時間ございましたら、ぜひご参加ください。今年度の成果報告になります。

それから、もう1枚、次がNPOネットワーク協議会の主催しております市民とNPOの交流サロンの41回目で、「楽しみながら歩けば風の色がみえてくる」という題名で、NPO法人新宿区ウォーキング協会がご自分のところの事業の発表をいたします。こちらのほうもお時間ございましたらどうぞいてみてください。

あと、それからもう一つ、色紙に刷ってあるものなのですが、「これからの新宿区の自治を考える」ということで、新宿区成立65周年記念シンポジウムなのですが、こちらのほう、自治基本条例を検討した方たちがパネラー等になりまして、このシンポジウムを行います。こちらのほうもぜひご参加いただけたらと思ってお案内させていただきます。

それから、本日お配りしていないのですが、事前に配付させていただいた資料が

全部で3種類、です。まず評価コメントを修正したシートが神楽坂の地域資産を登録文化財として表彰・保全する事業、それから2番目が協働事業評価の課題、こちらのほうが2種類、委員のほうに事前に配付させていただいております。修正した箇所を詳細に示したものと、あとその修正後のものとの2種類です。

あと、それからもう一つ、おととい委員にメールさせていただいたのですが、赤ちゃん木育広場事業のコメントの追加修正案を配らせていただきました。

以上になります。

久塚座長 皆さん、ありますね。中に入っていきます。最初に、24年度のNPO活動資金助成についてということで、お願いします。

事務局 わかりました。議事1番の「協働推進資金」NPO活動資金助成についてというところですが、お手元にお配りさせていただきました資料の1、それからあと追加でお配りさせていただきました参考資料と振りまして活動計算書の科目例、この2点の資料をもとに進めさせていただきたいと思っております。

ここの議事の中ではちょっとご検討いただきたい事項が大きく分けて2点ございます。まずは一つは例年このおつくりしていますNPO活動資金助成の手引きのこれは3月15日の広報に掲載された後に申請者に配布をしていきますので、この手引きの確定に向けての審議ということが一つ。

それから、もう一つが、今回4月から特定非営利活動促進法が改正になりまして、この改正に伴ってちょっといろいろ調べていきましたら、新事業立上げ助成の対象要件、この対象要件について若干文言を改正しなければいけないようなことが出てきまして、その文言の改正についての審議ということで、大きく分けて2点のお話をさせていただきたいと思っております。

まず、初めに手引きのほうなのですが、こちらは1月の協働事業評価会で24年度の実施要領案を提示をさせていただきまして、平成24年度の実施概要ということにつきましてはご理解をいただいたところです。

それを受けて本日資料1として、新宿区NPO活動資金助成の手引き平成24年3月改定版(案)を配付させていただきました。この冊子はNPO法人登録ですとか、それから申請書の記載方法などの手続の詳細を説明した冊子になったもので、助成申請を行う団体向けに配付をする冊子になります。

冊子については実施要領の公開に合わせてホームページでも公開をする予定です。24

年度募集の広報については、重複しますが3月15日号の広報「しんじゅく」に掲載する予定です。

手引きにおきましての毎年作成しておりますので、昨年度からの変更箇所というところを申し上げますと、まず助成総額が400万円から300万円に変更されております。それから、あと年度の日付関係の更新のほかに、平成24年4月から特定非営利活動促進法の改正によって、ここで収支計算書というNPOが作成する計算書類が活動計算書というものに変更になります。それから、あと特定非営利活動促進法の活動分野、NPOの活動分野が新たに3分野、4月から追加されますので、そのことについて注意書きで説明を加えております。

説明を加えた箇所については3ページと9ページと11ページ、この3カ所になっております。3ページと9ページについては同じ活動計算書に関する記載で、3ページのところをまずごらんいただければと思いますが、情報公開と事業報告書の提出についてということで、こちらは毎年1回新宿区に登録していただいている団体については、年度報告書を4カ月以内に新宿区のほうに提出いただくことになっておりまして、こちらの提出のほうは今度4月から活動計算書に変わりますので、この説明書きの一番下のところに米印の注意書きのような形で「特定非営利活動促進法の改正により、平成24年4月から『収支計算書（収支予算書）』は『活動計算書（活動予算書）』に名称変更されます。なお、当分の間、『収支計算書』を提出することができるよう、附則で措置されています」ということを書かせていただいております。

実態としてその附則で措置されているということで、4月からこの計算書類のほうは活動計算書に変更されますが、引き続き従前の当分の間は収支計算書を提出する形で東京都や内閣府の年次報告は行われるということですので、同様の形にしております。

それから、9ページにつきましても、こちらは登録とそれから事業報告の必要書類について表にしてまとめたページになっております。こちらのところにも米印の3として同様にこの収支計算書、収支予算書についてということで書かせていただいております。

続けて11ページをごらんください。こちらが活動分野に関しての説明をしているページなのですが、この17分野、この冊子の発行が3月で出しますので、3月時点ということで17分野をまず掲げさせていただきまして、一番下のところに米印を打ちまして、平成24年4月から上記17分野に「観光の振興を図る活動」「農産漁村又は中山間地域の振興を図る活動」、それから「特定非営利活動促進法第2条別表各号に掲げる活動に準ずる活

動として都道府県又は指定都市が条例で定める活動」の3分野が追加されますというよう
な注意書きを加えさせていただきました。

加えてあと1点、これは前回お諮りしたちょっと実施要領のほうにも掲載されている審
査基準に関してなのですが、審査基準の文言をちょっと一部修正をさせていただきました
のでご報告をさせていただきます。

こちらについては7ページの(2)審査の基準というところをごらんください。こちら
のNPO活動資金助成と新事業立上げ助成の審査基準について続けて掲載しておりますが、
こちらの③のところ、このNPO活動資金も新事業立上げ助成も同じ文言になっておりま
すが、「事業計画及びスケジュールが実現可能であるか」というふうに、これは修正後の文
言がこのような形で載せさせていただいています。1月の評価会のときにお諮りさせてい
ただいたときには、ここの文言が「事業計画及びスケジュールが実現可能な方法であるか」
というふうに入っておりました。「事業計画及びスケジュールが実現可能な方法であるか」
というのがちょっと文章として不自然でしたので、「方法」という言葉を削除しまして現在
の形に修正をしましたのでご報告をさせていただきます。

続けて、あとご報告がもう1点ありまして、申請事業のレベルアップを図るために、募
集に先駆けて行った審査委員講演会を2月3日と2月7日に開催をさせていただきました。
3日の日は伊藤委員にご登壇いただきまして、こちらは9団体で14名の方がご参加され
ました。2月7日の2回目の講演会のときには宇都木委員にご登壇をいただきまして、こ
ちらは7団体で11名の方がご参加をいただきました。2日間、両方来た団体さんもあり
ますので、個の団体数としては13団体というところですよ。ご協力いただきました伊藤委
員、宇都木委員どうもありがとうございました。

それで、きょうはこちらの1点目の枝の部分になりますが、この手引き案についてご審
議をいただきまして確定をしていきたいというふうに考えております。

久塚座長 まず13団体、今までの団体も入っている？

事務局 ええ、はい。新規のところもありました。

久塚座長 では、たくさんね、24年度も来てくださる、出してもらえればと思います
けど、先ほど事務局のほうから説明があった法改正によるものですね。その部分と、それ
からあとはこの文言を少し入れかえたというものについて何かご意見がある方は。

よろしいですね、はい。

では、もう1点目です。

これが、ちょっと複雑で非常に細かいことの追加の中で一番よくわかっているのは関口委員だと思いますので、質問があったら関口さんに言ってください。

関口委員 はい。

事務局 よろしくお願ひします。では、とりあえず私のほうでご説明させていただきます。きょう追加でお配りさせていただきました参考資料、活動計算書の科目例というものがちょっと主にお使いいただくものになるかと思ひます。

この活動計算書というのがその来年の4月から導入されまして、引き続き従前の収支計算書でも提出は可能とされていますので、活用例はこれから徐々にふえていくような形になると思ひのですが、この活動計算書というのがよりNPOの関係者の方がわかりやすい有益な情報が提供されるようにするということで、そのNPOの活動実態がなるべく見えてくるようなものということでこの活動計算書というものが提言されまして、今度導入されることになっております。

実はこの活動計算書の導入に伴ってちょっと影響を我々のほうで受けそうなのが、この資料1の手引きのこちらの4ページをごらんいただきたいと思ひのですが。

久塚座長 冊子のほうの4ページをごらんください。

事務局 はい、冊子の4ページです。2番のところ助成の種類と申請できる事業というところの記載がございます。ここの新事業立上げ助成の要件の②番のところ少しかかってまいります。こちら、今②、これ、ちょっと改正前の文言を入れています。文言の案についてはこれから申し上げようと思ひておりますが、新規実施から3年未満の事業について助成を希望する団体で、直近の決算期における収入額（前年度繰越金や借入金を含めない経常的な収入）が500万円未満の団体となっております。

これまでは収支計算書という書式においては「収入」という言葉が使われておりましたので、ここは「収入額」という表現でよかったのですが、今度活動計算書が導入されることによりまして、この「収入額」という文言を「収益」という言葉にちょっと置きかえをしていかなければいけないかなというふうにおもっております。

一応こちらの文言の文案としましては、「直近の決算期における」までは同じで、ここを「収入」の部分「収益」に変えまして、「直近の決算期における収益」、ここにただ「収益」という言葉がまだなかなかなじみがないかもしれませんので、括弧して収入と入れさせていただきますまして、「収益（収入額）」、この後に括弧書きがまた入りまして「前年度繰越金や借入金等」、ここに「等」をちょっと入れたいと思ひております。「等を含めない経常的

な収益」、「収入」を「収益」に置きかえます。「が500万円未満の団体」というふうな対象の表現にさせていただきたいと考えております。

この中でもう一つ実は支援会議の皆様にもちょっとお諮りしたいことがありまして。

久塚座長 今の文言だけを最初やってですね。

事務局 ああ、やりましょうか。

久塚座長 そこで切って、しばらく使うことができるような文言なのですけども、制度に基づけば「収益」として括弧、今までの収入ですよ。中身をあらわす、括弧書きの中を「等」を入れてちょっと幅を持たせているわけですが、そういうふうにします。

よろしいですね。

村山委員 ちょっといいですか。

久塚座長 はい。こちらのほうが。

村山委員 評価益って評価、例えばボランティア受入評価益。

久塚座長 ああ、これは今から説明します。

村山委員 ああ、そうですか。

久塚座長 はい、今からやろうと思っていたので、これが2個目。2の2です。

事務局 はい、2の2のお話です。ここできょう協働支援会議の皆様にもちょうどお諮りしようと思っていたところで、ご質問いただいたところでもあるのですが、この科目例のところの勘定科目の経常収益のところの2番目のところに施設等受入評価益、それからボランティア受入評価益という科目がございます。こちらについてはNPOの活動実態をよりわかりやすくするために、例えば無償で受けたボランティアの役務の金額とかをこの収支計算書、これまでは収支計算書からは除かれていたので、例えば人件費にすれば100万相当分のボランティアの方がご協力いただいて事業が行われたのだけれども、収支計算書上にはその金額が全く入らない形になっていたので、その収入規模としてそのNPOのちょっと実態に即した規模が計算書上で反映されていないというようなものがありまして、そこで新しい会計基準の中で導入されたのがこの受入評価益という項目でして、こちらについてはその説明に記載されているとおりではあるのですけれども、その例えば無償で施設等を開放させていただいた分の例えば経済的価値ですとか、それからボランティアの方の役務提供を受けたその金銭的価値をこちらに計上をして、NPOの実態に即した部分、実際に現金としての収入はないのですけれども、それをこの活動計算書の中では表現していくような形になります。

今回、新たに言う言い方としては収益額になりますが、その収益額の500万というのを見ると、こちらの評価益、実際に現金収入にはなっていない部分なのでですけども、ここの500万円未満かどうかというのを判断するときこの評価益をその算定の中に加えるのか、あるいは加えないのかということについて、ここは運用の部分ですので、ちょっと皆様のご意見を伺って積算の中に組み込むかどうかをちょっと判断をさせていただきたいというふうに思っております。

こんな説明で大丈夫ですか。

久塚座長 はい。NPOの活動というものを家計だとか企業だとかと比べるようなものではなくて、第3、第4のお金の流れという積極的に見ようとすれば、そういうものまで入れて非常に大きな経済的な動きがあるというふうに見ることもとても大事なことですけども、そういうふうにすると先ほどの500万円、新規立上げのところですね。そういうのを入れちゃうと、たくさんの無償のボランティア活動というのを受けているようなところで新しく立ち上げたところですね、一挙に500万円をもう超えてしまって、このような中にそもそも形式的に入ってこれないということが生じる可能性があるということなのです。

一つの考え方としては、活動資金助成というようなことでもあるので小さな団体が、実際上小さな団体がこれから活動しやすくするためには、このボランティアの受入評価益というようなものは500万円の中に入れなくて考えてみてはどうかという考え方が一つはあるのです。

会計は会計と、もう一つは、しばらくは従来のやり方でというふうにやることができるということ。それから、さらにはわからないような、出してもらったものがちょっとわからないようなものがあれば申告、自分で持ってくるのですが、事務局のほうから問い合わせをするような機会もあるので、そこである程度客観的に把握は、予測はできるだろうというようなことを考えると、このボランティア受入評価益、皆さん方の前にもあるのです。とりわけこれが村山さんがご指摘されようとしていたところじゃないかなと思ったのですが、村山さんの考え方は何かありますか。

村山委員 いや、評価方法は各NPOさんに任せる、そうでなきゃ一定の基準を設けるか。

久塚座長 任せないと仕方がない。

関口委員 では、そこは。

久塚座長 どうぞ。

関口委員 よろしいですか、関口です。このボランティア受入評価益を活動計算書上に計上するためには、そこに書かれておりますとおり合理的に算定し外部資料等によって客観的に把握できると。その2要件を満たさなければいけないということになっています。

ですので、具体的に考えてみると、例えばこの活動計算書上にこの受入評価益を注記という形じゃなくて本体の活動計算書に計上できる場合というのは弁護士さんが、弁護士さんという方々は1時間じゃない、30分5,000円という標準的な報酬額というのが決まっています、ボランティアでその弁護士さんが30分間、例えば何かホームレスの方々への法律相談に応じてくれたということが、まずそういったことが事実あって、それがちゃんとその弁護士さんの名前と何時間やりましたというのが確認できる。

かつ弁護士会が公表している標準報酬欄のところには30分5,000円と書かれている。この二つの要件が満たされると活動計算書本体にこれが計上できるという話なのです。弁護士さんは専門職の場合ですが、例えば一般のニュースレターの封入とかですと、大体最賃が計算額になると思うのですけれども、例えば私がどここの団体さんに行って何時間やりましたと。その区的最賃は大体800円でしたということであれば、その800円掛ける4時間だったら3,200円というのをこちに計上できるというような形になっていますので、それが満たされていないのに計上しているということは、これはNPO法人会計基準には基づいていないということになりまして、活動計算書の本体には入れられないということ。ですので、注記という形で入れるということなのです。

村山委員 それ、例えば専門家の方だったらいいと思うのですけれども、そういう評価のあれが、基準がないときは例えば今おっしゃられたように最低賃金みたいなのを根拠にするという。

関口委員 そういうことです。あるいは、もう計上しないという判断をする。これは重要性の原則というのに基づいて、やるか、やらないかはNPO法人が判断しますので、計上したいところは計上すればいいですし、しないという判断もできるという。

久塚座長 する場合にはその法的な根拠といいますか、正当性を示すものが必要だと。

伊藤さん。

伊藤委員 伊藤です。関口さんにちょっと教えてほしいのだけど、これができた根拠というのは多分収益なくても費用の面でボランティア交通費だとか何だとかが出てくるじゃない、NPOのあれだったら。これで税収がないことが原因？

関口委員 税金がない？

伊藤委員 税金がないでしょう、費用だけ計上するのだから。

関口委員 税金ですか。

伊藤委員 はい。費用だけ計上しているわけでしょう、今まで。ボランティアに来てもらって、交通費だとか昼食代だとか1時間当たり幾らだとかって費用がかかって入っているわけじゃない。結局そうすると費用だけ払って売り上げがないじゃない。そのためにこの費用と見合う売り上げを計上させるためだよ、これ。

関口委員 いえ、そうではなくて。

伊藤委員 違う、税金。この収支計算書上だよ。何でこんな方法を入れ出したの。

関口委員 いや、だからそれはその収支をはかるんじゃないで、NPO法人の活動実態を表現するのが目的なのです。

伊藤委員 だから、それ、違う。それは表面で言っていることだ。

関口委員 いや、それはここで議論してもしょうがないので。

伊藤委員 違う。私が考えるのは、そして費用だけやっているじゃない。そうすると費用、そこが膨らむと、実際のこのNPOの利益が減っていくじゃない。

関口委員 利益という概念がそもそもないのですよね。

伊藤委員 いや、だけど利益じゃない、収益だからあるよね。収支と。

関口委員 いやいや、だからそれは違います。

伊藤委員 利益が減るわけじゃない、表面上、費用だけ膨らむのだから。今までは勝手に費用を出すだけじゃない、ボランティアも。

関口委員 はい。

伊藤委員 と、そうするとそこを膨らますことは税金が減るということでしょう。

久塚座長 国から。

伊藤委員 事業税があるのだから。

関口委員 いや、そもそも。

伊藤委員 違う。だからこそそれに見合う収支、同じ金額でもいいのだよ。それだったらブライマイ、ゼロになっちゃう。そういう判断から来ているのではないの。

関口委員 いや、だからそういうことではなくて、まず有償ボランティアの費用というのは、別にこれ、そもそももう昔からおっしゃったように乗っかっています。

伊藤委員 乗っている。

関口委員 それに見合う助成金だの寄附だの集めるというのは、NPO法人がどういう形態をとるかによります。

伊藤委員 うん、あるよ。

関口委員 ですよ。ですので、あとは特非事業だけであれば別にその他会計から持ってくるというやり方もあるので、だからそのボランティアの、有償ボランティアがかかわっている事業だけで採算をとる必要は我々はないわけです。

伊藤委員 そういうんじゃないくて、有償ボランティアじゃなくてボランティアが来て、金って大体払わないのだよ、NPOは。

関口委員 まあ、最も無償ボランティアということですね。

伊藤委員 払わないことが多いよね、無償で来てもらってボツヤになるとするじゃない。今度はそのところにさっき言ったように1時間1,000円のときは1,000円と今度は計上するじゃない、10人掛けて幾ら。と、売り上げとしてこれだよ、売り上げとして10万なら10万上がるわけじゃない。そうすると、今度はその費用として同じ金額であればプラマイ、ゼロになるから問題ないけど、今度はこれと見合わない場合ってあるよね。

関口委員 ああ、それはちょっと。

伊藤委員 だから、これの計上上で、それを認めるか認めないかは別としてよ。上が大きくなると下が。

関口委員 まず経常費用の欄を見ていただくとボランティア評価費用というのと、施設等評価費用というのが同額計上されるというルールになっているのです。

伊藤委員 そうなの。

関口委員 ですので、そのプラマイはゼロにしなきゃいけないのです。

伊藤委員 ああ、そうなのだ。

関口委員 それは活動実態をあらわすためであって、そのそれをまさにおっしゃったように悪用されて税だの何だのかって。

伊藤委員 そこが合わないと利益の売り買いがわからなくて。

関口委員 そういう意味ですか。

伊藤委員 おれはそういう意味で言っていたの。

関口委員 ああ、そうですか。では、そういう意味で言うと評価益と同額分を費用に計上するので、プラマイはその分では確保されます、ゼロです。

伊藤委員 それがわかったら、先ほどの言った中で計上しようと計上しまいと利益としては

関係ないと。総額としては膨らますという話だね。

関口委員 そうということです。

伊藤委員 そこだね。

久塚座長 だから、500万超えちゃうところが出てきちゃうと、それはこの制度との関係でそういうがあるので、例えば家の中で女性が働いているそのシャドワークというのにダンベルワークみたいな形にするのか、あれは月々30万ぐらいの労働だよというふうに考えるのかというのと同じ話ですよ。第3、第4のお金の流れというのを私たちは明確に意識しようということと言うと、あたかもゼロ円のようなのだけど、あれは何兆円というお金が動いているのだという話ですよ。

確かにそうなるとこれに乗っかれないので、500万というのを考えたときに幾ばくかものはカウントしない、それは入れないで、出せと言われたけど、これは除いていいでしょうというのがあるんじゃないのですかというジレンマであって。

宇都木さん。

宇都木委員 宇都木です。それは500万にそろえたら削ればいいのですよ。つまり500万以上になっちゃってこの申請できないという要件ができちゃったら、そのときは結局乗っけなくなっちゃっていいのだから、問題は500万を超えるかどうか、これを計上することによって総額が。

久塚座長 Aという団体が乗っけて超えたと、B団体は乗っけたけど超えなかった。超えたからA団体だけ乗っけなくていいよという話をするとちょっと変なので。

宇都木委員 いやいや、そうじゃなくて。

久塚座長 はなから乗っけなくていいんじゃない。

宇都木委員 計上してもしなくてもいいのだから、できるだけ多く膨らませたいというところは乗っけるでしょうけど、そうでないところは乗っけなくなっちゃって構わない、500万を超えちゃうと。

久塚座長 そうということです。

宇都木委員 それはあまり固執することじゃないんじゃないかな。統一にしなくても、この団体は乗っけてきたけど、それはあんたがわずらわしいから消しましたよと言う必要はないので。

久塚座長 今の意見で事務局はどうなのですか、その新宿区のルールでそういうことを可能なのですか。

事務局 ええ、それはもちろん可能だと思います。実際収益というところでは、この評価益というのはあくまでその団体が収入として、いわゆる金銭的な収入を得ているというものではないので、あくまでそれは無償とかで使ったものについての本来それが収入としてカウントしたらどうだったかというもののなので、そこは除外しても構わないんじゃないかというふうに考えます。

伊藤委員 今までは公的なものだよ、NPOの収支計算書をそのままもらっているわけだよ、ここにね。

事務局 はい。

伊藤委員 そうすると、今度はこの活動計算書というのが区なりか県、ここはだから都、東京都ないしは総務省に出されるわけだよ。それを今度添付してもらわなくてもいいという話なの、それともそれはそれでもらう、どうなの。

事務局 いただきます、はい。

伊藤委員 それでもらうのだよ。

事務局 提出書類については。

伊藤委員 そういったことは、だからあるこのボランティアの費用、売り上げがあるところとないところが出てくる可能性があるよねという話だよ。

事務局 はい、そうです。

伊藤委員 そこで整合性がとれないと困ることもあるんじゃないのと言うわな、一つはな。

宇都木委員 でも、経過期間で両方認めているのだからね。

事務局 両方認めています。

宇都木委員 それはあなただめよと言うわけにいかないし。

久塚座長 そのしばらくはこれでも大丈夫ですというルールなので、極めて大きく言うところの活動資金助成の本旨というか、小さなNPOが地域のために活動してもらおうという視点からとらえて、乗っけていないけれどもあまりにも何かケイユな場合にはちょっと質問かけてもらわないといけないこともあるだろうけど、結論的には問題ない。

宇都木委員 それと両方、収支、いわば収支計算書だよ、これで。それから貸借対照表と見て、その問題はそこの団体の取り扱いの額もそうだけど、経営がどうかということもやっぱり問題になるから、それ、両方見てみればいいので、だから両方使い分けができないでしょう。例えば東京都に出したらそれを修正して、申請するときはそれを修正して出しますということにならないから。

伊藤委員 消してね、それはないから。

宇都木委員 それはもうだから。

伊藤委員 だめという。

宇都木委員 団体の判断でいいんじゃないでしょうかね。

久塚座長 形式的な審査要件とか第1段階をクリアして、その後、書類審査という第2段階目がありますけれども、その事前のところの要件の中で、もし次は皆さん方に実際にちょっと知恵を貸してほしいのだけど、事務局に電話がかかってきて、乗っけるとこうなるけど、乗っけないとこうなのだけれどもみたいな質問が出たら事務局は何と答える？

伊藤委員 だから、申請書どおりでいいですよと、事業年度の。添付書類を出してもらえばいい。

久塚座長 で、それを超えていたら結論は。

宇都木委員 いや、それはだめと、そういう話でしょう。

久塚座長 だけど、入れなかったら超えないのだけど。

宇都木委員 だけど、もう既に収支報告書、今までで言うと去年の分の話でしょう。

事務局 去年の分です。

宇都木委員 去年の分でしょう、最も。

事務局 ええ、ただ今後にも多分向かっていく話ですので。

宇都木委員 うん、だから来年はまたそのことがかなり。

久塚座長 なりますよね、もうちょっと色濃くなるよね。

事務局 はい。

久塚座長 来年の場合には。

宇都木委員 決算が、いつ、どこかということに。

久塚座長 法的な書類の中にこれもちゃんと出せという話になって金額がこう膨らんできた。それはNPOを促進するためにはいいことだよ、活動でお金が動いています、みずからの。だけど、こちらのほうをねらいにくるときには、それを出すほうが乗っかれないというところが続出してくるとどうなるのかな。

宇都木委員 だから、それは500万の範囲のあれで決めるしかないのだ。

久塚座長 逆に。

宇都木委員 うん。

伊藤委員 今度はそこを、500万円を上げると。

久塚座長 違うところに。

伊藤委員 そのボランティア、これを計上しないところで高くてもよくなっちゃうのよね。見直しだよ。

宇都木委員 どっちかにすべきなのだ。

伊藤委員 うん、出してもらってね。

久塚座長 国の会計でもものすごく膨らんでいても、特別会計はあっちに行ったり来たりしているのだけど、新宿区のルールと公的なルールに全く抵触しないということであればよろしいですか、この形で。

事務局 では、一応取り扱いとしては、ボランティア受入評価益と施設等受入評価益については500万の積算からは除外していくということで。

竹内委員 外していく。

事務局 はい、よろしいということですよ。それで、ちょっと実は先ほど案を申し上げたときに、この収益額のところの括弧書きで「前年度繰越金や借入金等」と「等」ということで「等を含めない経常的な収入」というふうにちょっとさせていただいて。ああ、収益ですね。この「等」の中にボランティア評価益と施設等受入評価益も含まれていますよという形で考えさせていただいてよろしいかどうかということですね。

久塚座長 「等」が出てきたときは多分そうだろうという話になるのでしょうけれども。難しいところですよ、だから、本当に実際にはこう育てたいということね、ボランティアとかNPOというのは莫大な効果の、経済効果があるような活動をしているわけですから、それを正統評価しないことならおかしいことなので、それを両方見たら今事務局が発言してくれた内容に落ち着かせて、それから国の経過措置の部分がこれから先に固まってくるようなことがあったり、あるいは明確な基準が、例というような形じゃなくて、もう例を超えるような形で出てきたときには、これまた議論しなければいけないと思いますけれども、これ、科目例という形にまだなっているので、そこに十分気がついて私たちはやったということですから、よろしいですね。

伊藤委員 はい。

久塚座長 はい。

事務局 ありがとうございます。

村山委員 それで、今の例えばボランティアってさっき評価の基準、これは注釈をつけるわけ？

久塚座長 やり方？

村山委員 やり方として。

久塚座長 関口さん、どっち？

関口委員 これは、これだけ見ると何でも、何もわからないのですが、実際はこれ、内閣府が出した手引きはもうちょっと分厚いものがちゃんとついていまして。

村山委員 注釈をつけないと、活動計算書だから、この例えばボランティア受入評価については、例えば最低賃金の幾ら幾ら。

関口委員 もちろん、それは注意書きがついています。

村山委員 注釈をつけるわけね、それじゃないと。

関口委員 社福も多分会計基準が変わったと思うのですが、それと同等の、同様の流れに向かっている、注記用と決算について方向で我々も考えました。

伊藤委員 ボランティアに支えられているからね、みんな。

村山委員 いや、だからもう一つ、これ、施設等は等で什器を入れて？

伊藤委員 什器にする？

関口委員 これはもちろんいわゆる現物基準です。

村山委員 そういうことですね。

関口委員 はい。

久塚座長 村山さん、いいですか。

村山委員 はい、いいです。

久塚座長 あとは終わった、ちょっと早目に終わりますので、別の発言で。

事務局 では、あと最後に1点だけよろしいですか。ちょっと日程のお話なのですが、実は前回実施要領の中で、第一次審査の書類審査と公開プレゼンテーションの日程についてお話しさせていただいて、それで第一次審査の日取りが前回ご提示させていただいたときが5月10日木曜日、二次の公開プレゼンテーションについては24日の木曜日なのですが、実は座長の新年度のスケジュールが決まっていく中で木曜日の日にちょっと授業が。

久塚座長 授業、今まで木曜日、教授会をさぼれたのですが、何か忙しい委員みたいなのをずっと人に任せていたら、おまえ、いいかげんにしろということで、毎週入ってくるような講義の、持ち回りの委員にもう入っているのです、積極的に手を挙げてしまったので木曜日が毎週つぶれます。ということで、曜日を覚えていただきたいということです。

事務局 はい、それで5月の曜日のその変更後の候補なのですが、5月10日の一次審査に

については5月11日金曜日、それから5月24日の二次審査につきましては5月28日月曜日、もしくは5月21日の月曜日と考えています。

ただ、一次審査が5月11日金曜日に持ってきますと、二次審査が5月21日の月曜日でもし設定をしたとしますと、一次審査に通過しましたというNPOに通知をしてからNPOがプレゼンテーションの資料をつくるのですけど、少々多分正味1週間ぐらいの作業時間になってしまうので、若干タイトかなと思いますので、事務局としては11日金曜日で皆さんが一次審査よろしければ28日の月曜日の日でいかがかなというふうに考えております。

久塚座長 28日が第一候補。

事務局 28日が第一候補、はい。

宇都木委員 今のうちに決めておいたほうがいいですよ。

久塚座長 はい。11日は2時間で終わるぐらいのものなのですが、28日のプレゼンテーションは午後いっぱいかけていることが多いので、金曜日を綱渡りをせずに月曜日にずらします。

これ、ほかに皆さん方関係なくこの場で決めていい？

事務局 大丈夫です。

久塚座長 では、11日と28日、金曜日と月曜日になりますけれどもよろしく願いいたします。またでき上がったらもちろん刷り物で出てくるとは思いますが、メモ、手帳などに書き込みください。

では、この件については、活動資金助成についてはよろしいでしょうか。

事務局 委員皆さん、手帳を開いているついでに、4月の予定です。4月の第1回の協働支援会議ですが、4月13日の金曜日の午後2時から4時。13日金曜日の2時から4時が第1回の協働支援会議。第2回の協働支援会議がやはり4月なのですけれども、27日金曜日、午後2時から4時です。

久塚座長 これも木曜日の予定だったのですけれども。

事務局 第3回が先ほどの5月11日の金曜日、これも2時から4時の予定です。第4回が5月28日の月曜日、こちらのほうは公開プレゼンを行う団体数によって時間が決まってくるので。

宇都木委員 始めの時間を決めておいてよ。

伊藤委員 午後から？

宇都木委員 出発の時間は決めておいてよ、後ろは短くなるだけでしょう、少なければ。

事務局 そうですね。これまでの実績から言うと午後12時集合ぐらいですね。12時か12時半で、通過団体数によって恐らく後ろの時間が動くと思います。

久塚座長 よろしいですか。そういうことで4回まで入れさせていただきました。では、発言がありましたけれども、二つ目の、23年度の報告書の内容についてお願いします。

事務局 本日評価報告書の内容を仕上げていきたいと考えております。まず初めに評価コメントの決定ということで、神楽坂の地域資産を登録文化財として表彰・保全する事業のコメントの決定をしていきたいと思えます。

事前に配付させていただいた資料1がこの神楽坂のものになっています。本日お配りしております資料2の中ですと、この報告書の16ページから19ページがこの神楽坂の事業の評価報告書になっております。コメントを修正した部分が18ページになります。事前に委員のほうにもメールでお配りさせていただいたのですけれども、前回で評価コメントについていただいた修正案をもとに今回の修正を行いました。

修正した場所がこの評価報告書ですと、もう修正後のものが出ておりますのでわからないのですけれども、計画の18ページの②のところの4行目です。「しかし、この協働事業を」というところから始まる文章なのですが、元の文章が「しかし、この事業をNPOだけでなく行政との協働事業として取り組んでいくためには」というのをちょっと言葉を入れかえまして「しかし、この協働事業をNPOだけでなく行政との事業として実施していくためには」というふうに改めております。

それから、もう一つありまして、それがその下の③の2行目のところです。「幅広いネットワークができていると考えられる。それらが有機的に機能し、さらなる効果をあげるように努力してほしい」というふうに修正してあるのですけれども、これ、元の文が「幅広いネットワークができているように思えるが、有機的に機能し、効果をあげているかについては疑問である。NPO、行政、地域社会及び市民による一体的な取り組みが必要ではないのか」というのをこの文章を一部削除してありまして、このように「幅広いネットワークができていると考えられる」で切って、「それらが有機的に機能し、さらなる効果をあげるように努力してほしい」というふうに修正をしております。これは前回の会議のときに諮ったご意見をそのまま載せております。

久塚座長 よろしいですね。

伊藤委員 一つだけ、今のところじゃないのだけど、実施のところの⑥で、後半の2行、「むしろ」とあるよね。この接続詞だと、何々がとなると思うのだ。むしろ何々もじゃなくて。む

しろ、進めることが大きな目標であると。

事務局 そうですね。

伊藤委員 Bの後ろのほう为重点なので、「も」という言葉遣い、助詞の使い方はないと思う。そこだけです、読めただけ、あまり意味がない（笑）。

事務局 はい、そうですが。

久塚座長 伊藤さん、ほかのところは見ないでもうこれだけでお願いします。気がつく人は少ないから。

伊藤委員 以上です。

久塚座長 では、先ほどの⑥は「も」を「が」。

事務局 はい。

久塚座長 事務局さん、これ、神楽坂はこれで、1点だけだったですかね。

事務局 はい、ここだけです。

久塚座長 はい、次、赤ちゃん木育ですか。

事務局 続きまして赤ちゃん木育広場事業ですね。赤ちゃん木育広場事業なのですが、実はこの事業のコメントにつきましては前回の会議のときにこの会議でお諮りして、内容を決定させていただいたものです。その後今回冊子に盛り込んでもう一度読み直してみたところ、この赤ちゃん木育広場が10月にオープンしたばかりでという言葉がこの評価書の中、評価報告書の24ページから27ページの中に、その赤ちゃん木育広場が10月にオープンしたばかりというようなことをあらかず言葉が合わせて5回繰り返されているというのがわかりまして、ちょっと文章を事務局のほうでもう一度整理させていただきました。

この中で、赤ちゃん木育広場が10月にオープンしたということが起因して文章が、その後の文章が来ている言葉というのは直せないと思ったのですけれども、そうでないものというのが26ページの②と③のところにありましたので、そこの部分を修正させていただきました。まず。

久塚座長 細かく言うと、もともとあった②については、「赤ちゃん木育広場は10月にオープンしたばかりだが」というのが消えて、「今後は」というところから始まっています。

③の「10月に木育広場がオープンし」というのが消えて、それで「当面は」から？

事務局 はい、「当面は」で。「木育広場の運営が」という言葉に置きかえて。

久塚座長 そうそう、消えるところは消えてちょっと何がというのがわからないので、「当面は木育広場の運営が順調に進む」という形に変えたということにすると、10月にオープンし

たばかりだとか、オープンして間もないというのが五つ、5カ所あったのが三つになったと。

よく読み直して気がついたと思いますが、ただ委員の皆様方の思いとしては、できたばかりで許してあげているけどねみたいな雰囲気がちょっと強かったので、そういう形で生き残っていたのですが、これはあまりにも出過ぎるとちょっと過剰なので、必ずしもなくても意が通るというのであれば、そのような形に文をしましょうということで、お手元の冊子体のもののような形にしました。

事務局 よろしいでしょうか。

伊藤委員 はい。

久塚座長 これが二つ目、木育。では、次、お願いします。

事務局 続きまして、この評価の課題の作成になります。評価の課題については評価報告書の6ページから9ページのところに掲載してございます。前回のときにご意見いただきまして、まずこの三つの柱がちょっとこの文章の中に埋もれてしまって、もうちょっとこの三つの柱を目立つようにしたほうがいいのではないかということで、ちょっと字体を変えたりして工夫をしました。まずそれが1点あります、協働事業のあり方、提案制度について、評価の実施方法についてというのを、前と後ろに四角をつけて字体を変えております。ちょっとは目立つようになったのではないかと考えております。

それから、内容のほうなのですけれども、評価の課題については前回の会議の後に委員からメールでいただいた意見をもとに事務局のほうで検討して修正案を作成しました。委員の皆様には事前配付資料として修正した事務局案である事前配付資料Ⅱ、修正した後のものですね。その事前配付資料Ⅱと、さらにもとの文章のどこを直したかがわかるようにした資料の2種類をメールでお送りさせていただいております。

この報告書の6から9ページのほうは修正後のものを掲載しておりまして、事前配付資料のⅡと同じ文章を入れてあります。このような修正の仕方でもいいかということについて、本日も意見をいただいて、この評価の課題を完成させていきたいと考えております。

久塚座長 一々こうやっていくと、読んでいくとあれなので、事前にチェックをしていただいた方もおられると、多いと思いますし、さらには自分が前回発言をしたというようなことに関係しているところも多いと思うのです。そこにまずは目を光らせていただいて、案として出てきたものをお読みいただいてご発言をお願いしたいというふうに思います。一々やるとちょっと時間がないので。

宇都木さん。

宇都木委員 了解です。

久塚座長 ああ、そうですか。伊藤さんは？

伊藤委員 また一つあるのですけど。

久塚座長 どうぞ一つ、国語みたいな。

伊藤委員 そんな感じです、6ページ。これの協働事業のあり方のところね。それで「協働事業は、暮らしやすい」とあるよね。

事務局 丸の二つ目ですね。

伊藤委員 そう、2個目。このところで読みづらいところが、「取り組む、そのしくみ」となっているのだけど、2行目のところが。こういうふうに変えたら読みやすくなるのだけど、「取り組み、そのしくみ」にするか、「取り組むしくみを構築していく」。「取り組むしくみを構築していくものである」というふうにするか、「取り組み、そのしくみを」とするか。

事務局 はい。

伊藤委員 どっちかという「取り組むしくみを」と、「その」は要らないでしょう。

事務局 「その」は要らないですね、これ。

伊藤委員 そう。それだけです。

竹内委員 同じじゃない、語句のあれなのですが、足りないところなのですが、「計画をするべきである」と、「計画を策定するべきである」というふうに「策定」を入れたほうがいいんじゃないかと思うのですがどうですか。

事務局 それはどこ、ああ、その下の丸ですね。

竹内委員 下、成果の丸。変更ですか、順序変更のその下、一番3行目の「計画をするべきである」じゃなくて「計画を策定すべきである」と、「策定」を入れたらわかりやすくなるんじゃないかと思うんですが。

久塚座長 ありがとうございます。

事務局 ありがとうございます。

伊藤委員 これ、読んでいたところ、今気がついたのだけど、計画を立てるというのが何かいろいろ出てくるのだよね（笑）。

竹内委員 ああ、一般でいいですか、策定というのは抜いてください。

事務局 そうですね。

宇都木委員 いろいろ考えて、いろいろやっているのだからな。いろいろあるのだから、いろいろ。

事務局 すみません、いかに皆様のご意見をそのまま出しています（笑）。

伊藤委員 多分みんなのをいろいろ言葉が違うから、人によって。

地域調整部長代理 各委員の表現を尊重して。

伊藤委員 立てるだとか、計画をつけるだとか張りつける。

久塚座長 でも、委員の考えている中身は一緒だと思います。

伊藤委員 そう、一緒、全部一緒。

久塚座長 それで使う言葉が日ごろ使っている言葉に大分規定されることもあるでしょうし。かといって岩波の『広辞苑』を使って、これというのはこういう意味でございますと説明したらいいという話じゃない。

関口委員 ちょっといいですか。もしかしたら外れちゃうネタなのかもしれないんですけど。

久塚座長 何ページですか。

関口委員 7ページの行政部局の横断的な参加のところ、いや、文言がどうかというか、さっき4階か3階に行ったら特命プロジェクト推進室ってあるじゃないですか。

事務局 ああ、はい。

関口委員 あそこって一体何をしているのですか。

地域調整部長代理 特命。

伊藤委員 その分によって違うのだよ、特命。

地域調整部長代理 歌舞伎町の活性化とか、いろいろな被災地の支援のこともやったし、まさに特命なのです。

宇都木委員 定義があるのだよ。それぞれの設置条例に基づいて、そこに該当しないもので、かつ緊急を要すると区長が認めた場合はそういうプロジェクトをつくることができるとか、何かそういう規定があってそれでやっているのだよ。

関口委員 その特命プロジェクト推進室、あれは、要は区長の特命？

地域調整部長代理 区長室の中の一つのセクションなのです。

関口委員 そういう何かせつかく特命プロジェクト推進室があるのであれば、そういったところと協働できないのかなと。

宇都木委員 それは、つまり市民の側は行政の縦割りだとか行政の区割りには関係なく提案が出てくるわけね。そうすると、三つも四つも行政にかかわるところが出てきちゃって、なかなかまとまりがつかないというから、それはプロジェクトをつくってやったらいいと。つまりあなたが言う特命と同じで。そういう意見は何本も出ていたのだけれども、それをいまだかつ

で採用していないということは、区としてはそういうことまでして協働はやらないということなのだ。

だから、そこは政策論だから、我々はその効果があると言って提案して、それで採用するかどうかは区のほうの政策判断だから、そういうこと。

関口委員 はい。

宇都木委員 それはもう何回も提案があるのだもの。

久塚座長 やっぱりまた何年かたつと関口さんたちが考えているみたいに住民とか名前がはっきりするような形で、ぜひその税収をもとに具体的にやるという事業じゃないやり方というのは当然必要だよ。新しい方法というのはそういうことだ。そうすると、特命性を持ったものということをもた新しく考えなければいけないことだということのかな。

宇都木委員 だから、それは行政のこういう取り組み、政策に対するそう見たら政策判断だよ。どれが一番効果的であり、どれが一番実効的か。

久塚座長 それ自体がそうですよね。

宇都木委員 うん、実効性があるかということは行政が政策判断としてやるべきことなので。だから我々はその役務を提案すればいいことなのです。

久塚座長 では、どちらをとるかはやっぱり。

宇都木委員 それは今のままでもできるのだよという判断なら、それをプロジェクトなんかつくることないし。

久塚座長 だから、白か黒かというよりやっぱりご存じのようにどちらを選んだほうが進むかという判断でそれぞれの行政体は行くわけですよ。

宇都木委員 我々はそういうガラガラポンで一まとめにして、あっちもこっちも入れてそういうふうにしてやったほうがいいだろうと。企業なんかそうだよ、みんな。

伊藤委員 そう。

久塚座長 ところで、それは関口さん、歩いて聞きに行ったの？

関口委員 いや、下に行ったら特命プロジェクト推進室というのがあったので。何をしているのかなと思いましたが。せっかくだったらやっぱりその特命プロジェクト推進室が今、歌舞伎町のほうでやっているのなら、そういうことをぜひ行政提案のほうから出してもらいたいななんて思いますけど。

宇都木委員 だから、二つあるのです。今言ったような、僕らが言ったような提案をその後で促進できるよということと、それからもう一つ、新宿がそういうものまでつくってもぜひや

りたいなという提案もないのだ、きっと。行政としてそういうふうに取り組むような、ああ、これはすごい、どうしてもこういうことをしてもらってもやるべきことだという価値判断が、そういう価値のある提案がないということも多分新宿区としてはそこまでやる必要、今の既存の組織の寄り合いでできるというふうに思っているのだと思うよ。それは政策判断だから。

久塚座長 　いつ頃できたのですか。

地域政策部長代理 　かれこれ5、6年前でした。歌舞伎町ルネッサンスとか言って。

事務局 　ええ。今回、前年度だったかな、課題提起しようかなというような話はあったのですが、ただどうも考えていることが協働事業と、協働事業の仕組みの中ではできないようなものだったのです。それで、提案をあきらめて、課題設定をあきらめたという経過はございました。

久塚座長 　もともと名前がつかないようなものという言葉のことを考えると制度に乗っからないわけですから、結構ここは協働と言ってこうやわらかく考えているところが、ガチッとなっているので。

宇都木委員 　行政上のこれもある程度責任を持つから、そうするとどういうやり方がいいのかというのは、それなりの責任部署をはっきりしなきゃだめだという話だと思うのだ。

久塚座長 　公金を使うからですね、そういう。

宇都木委員 　我々が思うよりは慎重なのかもしれないのですよね。

久塚座長 　ほかの委員の方。

竹内委員 　ちょっといいですか。文言ではないのですが。

久塚座長 　はい、竹内さん。

竹内委員 　区民参加という項目が三つほど挙がっているのですが、7ページの一番下に、寄附の促進ということで、区民に寄附をどんどんしてもらおうと言っている。それから、9ページ目の上から二つ目に事業実施への区民の関わりというところで、役割分担も区民を入れたほうがいいと。それから、9ページ目の一番下に区民参加のシステムで、ヒアリングにも区民がかかわるようにしたいというふうには書いてあるのですが、確かに区民がかかわるのはいいのですが、今後何かひょっとしてこういうことはできるのだけど、内容的に本当にそれがいいのかどうかということも感じられるのです。

では、実際に我々どうしていく、そのためにどうしていったらいいのというようなところを考えると。

久塚座長 　将来的にはですから単にオープンにしておいて、今は最終的にはプレゼンテーシ

ョンはオープンだけれども、採点だとか会議のところはクローズドにしていますよね。それを含めてオープンにしていったり、あるいは投票、区民、プレゼンテーションに来ていただいた区民の方、その関係団体の者にはそういうのはできないとか何かルールをつくるにしても、そういう評価点などを一定に参考にするとか、さまざまなやり方はあると思うのですが、評価というようなことであればそうだし、あるいは評価書だとか、私たちがヒアリングをしているようなのを見ていただいて、最終的な報告書のような媒体の中に、この委員会の中にも本来は入っているのですが、それ以外に参加した人たちの声を載せるとか、あるいは都がNPOの冊子、パンフレットの中にできるだけ区民の声などを載せたりして協働評価的につくれる。いろんなことがあると思うのです。

私が言ったほうは割とソフトでいい感じになっていく場合だけれども、竹内さんが心配しているのは何でもかんでも全部入れると大変なことになるんじゃないのという話だろうと思うのです。

竹内委員 そう、今、だからそういったお話は多分一番9ページの下のほうだと思うのです。

久塚座長 最後のほうですね、はい。

竹内委員 プレゼンへの参加をふやそうとか、評価をしている代表にも民間の人を入れて評価に加わってもらおうというふうなところのことを、例えばその上の項目で行くと、今度は役割分担も区民を入れてやろうというふうになってくるので、非常にこれ、本当にこういうやり方ができるのかなというのがちょっと。

宇都木委員 私は前から市民参加協働というのを、市民参加というものの役割というのは大事だと思って言っているのですが、行政と専門家だけで、間に市民が入らないで物事が決まっていっちゃうというのは一番困るのです。それは市民自治の拡大だとか区民自治の拡大だとかと言っているのは、だから結局どうやって市民が参加、そこに生活している区民がその区民生活にかかわる政策課題に対して参加し、実際に参加していくというか、そこに意見を反映していくというか、そういう仕組みをできるだけ多くつくっていかないと、これは区の政策は区民不在の政策になっちゃったら困るのでそういうことは大変重要なことだと。議会と行政だけで全部つくっちゃいましたというのは、それはちょっとそういうことがこれからは是正されるべきじゃないのかなというふうに思う。

だから、議会は議会でのやり方があるとしても、区民ができるだけ参加をしていくことが、区民が当事者として問題意識を持つことであり、その当事者として制度設計というか、制度政策にどれだけ参加できるか、あるいはそこに当事者としてかかわっていくことができるかとい

うシステムは、この参加協働だけじゃなくてほかでもいろいろ出てきてもいいのだろうと思う。

竹内委員 そうですね。で、この文章を読み取ると、要するに行政だけとは書いていなくて、NPOと行政としてとらえる。NPOってその自治体とかいろんな団体も含めた区民になると思うのですが、それだけじゃなくてその受益者である対象者も役割分担に入れなさいということになると、何かすごく広がり過ぎちゃって難しいんじゃないかと思って。

久塚座長 それは8ページ？

竹内委員 ええ、そう、9ページの二つ目、三つ目です。区民の関わりのところですか。何か文章的に。

久塚座長 この場合の受益者というのは。

竹内委員 だれになるのですか。

久塚座長 具体的に例えば木育だとか何とかになったときに、赤ちゃんを抱えてそこでどうこうした人が直接的に利益を受けているという意味で受益者ではないのです。そうじゃなくて、いわゆる手を挙げて、さあ、そういうことに一般に子供を育てるとか、もう環境の問題が出てきたら区民としてそのサービスを受ける、そういう立場にある人を受益者と。広い意味でもうだから市民です。

竹内委員 だから、その事業の中で役割分担って出てくるわけですね。

久塚座長 いやいや、これは具体的にごみを片づけようとか、家族で子供をしっかりと育てよう、地域と家族と何とかでみたいな話の具体的にどうこうと言うよりは、意識だとか認識だとかいうレベルの事のように私はとらえるのです。

ただもらうだけじゃなくて、あなたたちも積極的ということであれば、3番目の区民の役割というのは。

竹内委員 意識という言葉なら非常にわかりやすいのですが。

伊藤委員 神楽坂のところをとると、直接的に建物を持っている人や何かは受益者だよ、まず。その隣やなんかにいる人、そういう人を対象として、区民として対象としてその人たちにもかかわってもらわなきゃいけないでしょうという、それがそのやつが一番簡単だと思う、説明として。

久塚座長 ああ、そうかもしれない。

伊藤委員 それを逃しては、除外しては何も進んでいかないし。

竹内委員 うん、これはでも事業の中でかかわるようにしていかなきゃいけないわけですね。

伊藤委員 うん、そうそう、していかなきゃいけないの。だから、今、座長が言ったように意識をそこら辺の人も高めてもらわなきゃいけないよ、あそこをやっているね、人が来て困るねじゃなくて、自分たちもそれに賛同して、自分の地区をどうしていくか、それを中心にして使って参考にして。

竹内委員 何かこういうふうに役割分担という言葉がちょっと。

久塚座長 役割分担って具体的にありそうですもんね。

竹内委員 そうです。

久塚座長 うん、なるほど。

竹内委員 最初に含めなきゃいけないみたいな、NPOと行政と区民、全部で役割分担しなきゃいけないみたいな感覚をこう。

宇都木委員 そういうのもあるのだよね。今の伊藤さんの例で神楽坂なんかそうだけど、そのあそこのNPOと登録文化財に該当する持ち主とだけでやっても、そのまちはその人たちだけじゃないのだから、そうするとその周辺の人たちもそうだよね、趣旨に賛同、一緒にやりましょうと、私たちが応援しますよ、私たちができることを言ってください、一緒にやりましょうから、そういう関係ができて上がることがいいことじゃないですか。

それで、それが具体的にどういう役割があるかというのはそれぞれの地域の条件によってさまざまなものが出てくるので。

久塚座長 今、宇都木さんとか伊藤さんとか竹内さんの発言をまとめると、この提案事業制度というのが自分たちって、行政の側とNPOの側の話し合いでうまくいったねということだけで採点されるところがぐっと、大ざっぱに言うんですよ。そちらにこう流れが来ているので、例えばNPOのプレゼンのときに住民の方とはどうですかとか、住民の方の参加はどうですかとかいうようなことも評価に入れて、それを言うだけじゃなくて住民とのかかわりはどうかということを入れ込むような評価基準や計画づくりのこれからの促進ということに目を向けたらどうかということだと思う。

竹内委員 それはよくわかります。

久塚座長 すごい長い文章が。

宇都木委員 そういうことですよ。

竹内委員 それをどういうふうにわかりやすいように。

宇都木委員 それはリーダーであるけれども、その人たちだけが専門家としてやっちゃうわけじゃないのだからね……。

竹内委員 ええ、それはよくわかりますけれども、文章的にどうもそれがかみ砕けない。

宇都木委員 それを市民参加協働を進めるにはそれぞれの役割分担を明確にしていく、こうなっちゃうわけじゃないですか（笑）。

竹内委員 私だけが読み砕けないのかもしれませんが。

そのもう一つ、その前の寄附の促進とあるのですけれども、7ページ目に。これも区民の参加なのですが、これはNPO資金みたいな寄附制度をここにも導入しようという考え方を言っているのですか。

久塚座長 ちょっと待ってね。

伊藤委員 こういう制度をもっと知らしめて、寄附文化を助成しようというわけでしょう。

事務局 はい。

地域調整部長代理 そう。

伊藤委員 これは区の仕事でしょう（笑）。

宇都木委員 減税の対象になるのだから、今までとは違うのだから、そういう制度があるのだから、どんどんお金が余っている人は寄附して減税してくださいと。

伊藤委員 企業さん的にはね。

宇都木委員 基本的にやってきてくださいと。

伊藤委員 個人さんでも持っている人は。

野口委員 それに関連してちょっと、委員長。委員会のやっぱりサポーター、サポートとしての書き方としては疑問型で終わらせちゃうのはちょっともったいないんじゃないかなと思ったりします。

久塚座長 どこですか。

野口委員 今のところもそうですがね。

竹内委員 ほとんどがそうです。

野口委員 何々が必要ではないかというふうな形で相手に問題を逆に返しちゃっている形の文章が見受けられるのです、三つぐらい。そこが何とか「伺える」とか「必要と思われる」とか何とか、そっちのほうの文章に直したほうがいいんじゃないかなという気がするのですが。

伊藤委員 「するべきである」とか。

野口委員 ええ。

久塚座長 では、具体的にお願いできますか。

野口委員 三つぐらいあるのですね、具体的に、また（笑）。今のところ。

伊藤委員 必要ではないが。

野口委員 7ページの例えば今の何だ。

伊藤委員 このページでも二つありますよ、今の真ん中のところ。協働事業の情報交換の場の設定、「できるのではないか」。

野口委員 「期待できるのではないか」で、これで切っちゃっているのです。もったいないと思うのです、これ。

久塚座長 全然意味合いが違いますので、期待できるというのと、期待できる、本当に期待できるかどうか知りませんが。

野口委員 一応。

久塚座長 私がすごく意地悪な区民だったら、本当に期待できるのと質問されたりもします。

伊藤委員 「解消されるのではないか」とか。

野口委員 「解消されると思われる」とか「伺える」というふうにしたら。文章の中でちょっと「か」で、「か」で、ずっと文章の何かこう消化不良のような気がして。

久塚座長 三つ使えます、「と思われる」とカット。

野口委員 ええ、そうですね、そんなふうにしたほうが文章としてはいいんじゃないかという気がしたのですが。

久塚座長 では、野口さんの意見で「考えられる」というふうにしたほうがいいのはそのうちのどれになりそうですか。

野口委員 そうですね。

久塚座長 文章の、文章というか、言いたいことの中身から言うと。

野口委員 何かこう中途半端で消化不良という感じなのです（笑）。

宇都木委員 一番下は「必要である」だよ。

久塚座長 一番下ね。

宇都木委員 検討することも必要である。

野口委員 うん、そうですね。

伊藤委員 ここはいいよね。

久塚座長 これは「必要である」に変えます、よろしいですか。

事務局 あっ、すみません。

久塚座長 だめなのですか。

野口委員 だめ。

伊藤委員 「今後に」あれしましょう。

久塚座長 ああ、これ、なかなか難しいな。

事務局 そこは難しいところで。

久塚座長 これ、制度上難しいからこうした。

野口委員 そうですね (笑)。

久塚座長 これはいろいろ今調べてもらっている、いろんなことがあるのです。

宇都木委員 それじゃ、別に「必要である」でも、「検討することが必要である」と言っているのです。

野口委員 そうですね。

関口委員 検討もだめというのはちょっとね。

野口委員 ねえ。

事務局 検討することも考えられる。

野口委員 検討、もう少し前向きに検討する。

関口委員 別にやれとは言っていないのです。

野口委員 うん。

久塚座長 いや、「も」でとめているからね、「が」じゃないものね。

関口委員 「も」と言うよりもちょっと。

久塚座長 「も」が重いのだよ。

関口委員 いや、「も」、はい。

事務局 これ、わざと「も」にしました。

久塚座長 だと思うよ。だから、「も」だったら、「も必要である」だったらそんなに強くないじゃない。

伊藤委員 必要であろう。全部「あろう」にしちゃって、こういうのは。「解消されるであろう」とか。

野口委員 文章をつくっている人の意見を尊重するから、その辺で何とか消化不良じゃないけど。

伊藤委員 掘り起こす、掘り起こしにつながるであろう。

久塚座長 ちょっとまとめます、うまく。7ページの一番下だけはちょっと、だけはじゃないほかもだけれども、これはちょっと「協働事業への寄附を促進させる取組みを検討することも」。

伊藤委員 必要であろう。

久塚座長 必要で。

伊藤委員 あろう。

久塚座長 あろう。

関口委員 あろう（笑）。

久塚座長 必要である。

野口委員 あるで、必要であるで。

久塚座長 必要であるでいいよ、「も」だから、検討だし。

伊藤委員 検討するだけだから。

宇都木委員 いや、だけどこれは大切なことなのだよ。

久塚座長 システムのやり方だからわからないよ、それぐらいのことは。

地域調整部長代理 「検討することも」だったらいいかな。

久塚座長 ええ。

地域調整部長代理 だったらいいかなとか。

伊藤委員 簡単なところで。

宇都木委員 いや、検討するのがいけないという話になっちゃったら。

久塚座長 あたかも太っ腹みたいな、大したことないんじゃない、「も」。

伊藤委員 ことも必要である。

宇都木委員 いや、いずれだってこれは行政も。

野口委員 必要なのです。

宇都木委員 やらなくて、何か結局。

久塚座長 いずれ仕組みが変わってこういうことになっていくのでしょうか。

事務局 はい、検討もしているんですけど。

久塚座長 だって、あのNPO法の改正だってそれに近いじゃないですか。

伊藤委員 関口さん、最初を「必要である必要がある」。

関口委員 いや、それは当然必要であります。

伊藤委員 違う、違う、最初の方。

久塚座長 はい、結論ですけれども、「検討することも必要である」。

事務局 である。

久塚座長 7ページ目の一番下。7ページの上から四つ目、「そこから、より深みのある協働

事業提案がなされることが期待できる」、これは「期待できるのではないか」ですよ。期待というのは確実に期待できるかどうか分からない。やっぱりそのまんまだと。

宇都木委員 いや、これはこれでいいよ。

久塚座長 これは、この四つ目は野口さん、そのまま。これ、変えると変。深みのある協働事業提案がなされることが期待できる、できるかどうかはわからないもの。

伊藤委員 できるであろうだよ。

久塚座長 だから、これはそのまま。

伊藤委員 目安だよな。

久塚座長 最初に切れて。

伊藤委員 どっちかがどっちかだよな。

久塚座長 いやいや、このまま。

伊藤委員 不確定要素。

久塚座長 それから、野口さん、どこにありますか。

伊藤委員 8ページ、上から二つ目、「解消されるのではないか」。これも解消されるかどうか分からないというか。

久塚座長 ああ。解消されると思われる。「思われる」とか「考えられる」がいいですよな。

野口委員 「考えられる」でいいです。

久塚座長 だめですか。

伊藤委員 8ページの上から二つ目。

久塚座長 二つ目です、「解消されると考えられる」。

伊藤委員 それから、五つ目。

久塚座長 これはもとのそのまま、五つ目はそのまま。

事務局 つながるのではないか。

久塚座長 うん、それは流れとしてはそれしかない。

伊藤委員 そこまでです。それだけです。

久塚座長 それで、9ページ目の上から二つ目の丸、区民の役割。これ、何か言いたいことは先ほどのようなことなので、事業実施における役割分担はNPOと行政だけに限定されるものではなく、「直接」は要らない。受益者である対象者及び第二義的な受益者であると。

宇都木委員 第二義というのがどういう意味なのだろうと。それだったら潜在的受益者だよな、みんな対象になるのだよ、潜在的にその人から勘ぐるということだから。

久塚座長 直接的に赤ちゃんを抱えていない人も。

宇都木委員 うん、やがてはほかの。

久塚座長 ところでということ。

関口委員 直接的じゃだめなのですか。

久塚座長 えっ？

関口委員 いや、だから直接的な受益者と間接的な受益者。

野口委員 直接的な受益者というのは。

宇都木委員 間接的というかみんな対象者なのだよ、実は。そういう意味でみんなが対象だよということと言わなきゃだめなの、みんなが対象なのだよと、それは。直接的な人たちだけじゃなくて、それが限定した事業の意味じゃなくて、さまざまな事業がそういうものなのだよということと言わないとだめだ。だから、それは第二義的という。

関口委員 第二義的がちょっとわからない。

宇都木委員 それよりも潜在的なほうがいいな、これは。わかりやすいと思うな。

久塚座長 だから、直接的な受益者だけでなく広く区民全般を視野に入れた役割分担を。

伊藤委員 ああ、そういう感じだといいですね。

久塚座長 何か私、書かずに口走っちゃったので、だれか何かそういうのをメモった人？それを、今の案に固めてください。事業における役割分担はNPOと行政。

事務局 行政だけに限定するのではなくて。

久塚座長 直接的な。

事務局 直接的な受益者。

宇都木委員 NPOというのは結局直接的な受益者だからね。

久塚座長 NPOもね。

宇都木委員 うん。

久塚座長 だから、関係の問題とその利益、利益というかその評価があらわれる先のことを。

宇都木委員 直接的な受益者だけでなくて。

久塚座長 いろいろ持ち込もうとしているのですよね、後ろのほうの文章が。役割分担と受益の部分盛り込むというような形で。各自今から3分間考えてください。その他の件についてもちょっと目を動かさせて、今検討中のものについては少しお時間をとりますので積極的に。

事業実施における役割分担はNPOと行政に限定するのではなく、事業の受益者や区民をも視野に入れたものとして構成することが必要だと、そんな感じで。事業実施における役割分担

というのを生かしたいみたいなので、事業実施における役割分担は、NPOと行政に限定されるのではなく、事業の直接的受益者。直接的を入れちゃったな。直接的受益者や区民をも視野に入れて構成する必要がある。

事務局 視野に入れて構成する必要がある。

久塚座長 受益者としてね、構成する必要がある。まだそれをもとに直して、国語的に。文章的に変でなければ、意味はそういうふうな。

事務局 はい。

宇都木委員 当事者だけじゃないよということを言いたいわけだから、広くみんなが対象なのだよと。

久塚座長 ですね。

宇都木委員 うん、そういう意味なのだよ。

野口委員 とりあえず。

久塚座長 とりあえず。何か飲み屋のつまみみたいな。

関口委員 これ、評価の実施方法の見出しじゃなくて、この前のに移したほうがいいんじゃないですか。

事務局 提案制度のほうに？

関口委員 評価のことを言っているんじゃないですよ。

久塚座長 これね、具体的なイメージとしては例えば、何度も出てきて申しわけないですけど、神楽坂とかになってくると、神楽坂のやっていることの評価はやっていること自体がすごく大きいし、派手というか、素晴らしいことなのです。だけど、楽屋落ちする恐れがあって、それをどういうふうに評価するのかというところが議論になったことが、私は何となくイメージされるのですよ、ここにある意味って。どなたかが書いたとかそういうことは別にしてですけどね。

だから、評価の中でそのパートナーシップというふうに言うのが、行政とNPOだけじゃなくて、区民も中に入ったものとして役割分担の中に構成されているような形のものが評価として、評価の実施方法というか、その評価基準みたいな形でこれをさっき。

宇都木委員 評価の対象になるのだよということ。

久塚座長 というようなことのイメージがあったのですね。

関口委員 その視野に入れた評価に改める必要がある？そういうことを書くのですか。

久塚座長 言いたいのだよね。

関口委員 そういうことですよね。

久塚座長 では、そこでその区民の関わりというのも事業実施、評価。

宇都木委員 事業評価に当たってはというふうに入れたら。

久塚座長 かぎ括弧の中も難しいよね。

事務局 はい。

久塚座長 事業評価における区民の位置づけみたいにかける、役割分担とか。評価における。

事務局 評価における区民を位置づける。

久塚座長 だから、区民は外側じゃないですよということを言いたいわけですよ、評価の中には。NPOと行政だけがオーケーということじゃなくて、私たちはできるだけ区民がどう位置づけられているかということも見て評価したいと。

伊藤委員 それはこの事業評価に当たっての結果、7番目に「当該事業実施における受益者の意見集約」とあるじゃない。そうすると、先ほど言っているように神楽坂を例にとれば、その建物の所有者が直接の受益者であるけれども、地域住民の意見集約も必要でしょうということよね。広く一般の区民からの意見がどうなっているの。

だから、関口さんが言われたようにもしかしたら評価、かかわりというよりも評価。で、評価へのかかわりとか。

久塚座長 大きく言えばもうこれは提案制度のところまで突き出してくるような話でもあるような形だけれども、具体的にはそういう脈絡で言うと評価みたいなところから出てきたような印象はありますけどね。

ちょっと場所を含めてこれ、もう1回できますか、これ、成案つくれる？

事務局 はい。

久塚座長 というか、きょう文章にしてかぎ括弧の中まで入れられる、どうします、やっちゃいます？

事務局 やっちゃえたらやっちゃいます。

久塚座長 さっき記録した文章を読んでごらん。

事務局 先ほどの「事業実施における役割分担は、NPOと行政に限定されるのではなく、事業の直接的な受益者や区民も入れて構成する必要がある」。何かすみません。

久塚座長 担当制なところを。

伊藤委員 評価対象にする。

事務局 評価の視点。区民のかかわりと評価のところですか？

宇都木委員 これ、あれはかぎ括弧のところ、先生、これ、反対にしたらいいのだよ。

久塚座長 いや、それ、昔反対にしている、これが先にあって。

宇都木委員 いや、そうじゃなくて言葉が、この事業、実施事業と区民の関わりと、こうすればいい。だから、これ、事業実施と区民のかかわりじゃなくて、実施する事業と区民のかかわりはどうあるべきかということここは言いたいわけだから。

久塚座長 はい。

宇都木委員 そこはそういうふうに入れかえをして。 実施事業と区民の関わり。

久塚座長 事業実施と。

伊藤委員 「と」だよな。

久塚座長 で、そうすると前のほうの事業実施における区民の。事業実施における役割分担「については」を入れたほうがいいのだよ、多分。それで、評価すべきであるをつけたほうが、多分ね、そうなってきたら。

関口委員 ああ、そうですね。

久塚座長 役割分担はじゃなくて、役割分担についてはタンタンタンとして評価したほうがいいのだという流れ、だから。に限定したものとしてとらえるのじゃなくて、受益者である、直接の受益者や広く区民を対象としたものとして評価されることが必要である。

宇都木委員 そう、ああ、それでいいじゃない。

久塚座長 すごく大変なこの文章。

宇都木委員 はい、わかりました。あまりいじるとまた大きくなっちゃうから。

久塚座長 そこをせっかく縫合したので、傷口に。

事務局 役割分担については。

地域調整部長代理 主体の話なのか客体の話なのかというのがちょっと見えてこないのですよ。

久塚座長 評価の実施方法ですので、タイトルが。

地域調整部長代理 うん、いや、これ、受益者というのが。役割というのは事業。

宇都木委員 事業の役割だよ。

地域調整部長代理 事業の役割。

宇都木委員 うん、事業が果たすべき、事業が持っている役割というのは、例えば神楽坂だったらああいうことをやろうということでしょう。そのことに対して区民がどうかかわるか、かかわったほうがいいのかということここを言いたいわけで。

久塚座長 それで、それが評価対象になるということです。

宇都木委員 そう、それが評価の対象なのだと。

地域調整部長代理 事業の役割ね、意義とかそういうことですね。

宇都木委員 もうそれ、どういう事業の進め方をするかが実は。

久塚座長 評価の実施方法の項目の中に入れられている。

宇都木委員 関心があって、NPOと行政だけでやったって、ではそれは参加協働にはならないよと。もっと広く区民も対象にするような事業展開をすることが大切なのだよということを言いたいわけだね。そういうことを評価の、そういうことを念頭に我々は評価しているのだよと言っていることだから。

久塚座長 だから、これが違う場所に入ってくると文章は変わっていたと思うのですよ。そもそも協働とかになると。

地域調整部長代理 評価の実施方法。

久塚座長 評価についてとか。

宇都木委員 部長さん、まあ、そう固いこと言わないで。

地域調整部長代理 ええ、論理的な整合性は頭の中でロジック、同じです。

宇都木委員 大体みんな合っていますよ、みんな読めば、最初から最後まで全部入っているのだから。こんなにたくさん書く報告書なんか珍しいよ、本当に。

久塚座長 けどこんなにたくさん書いても生かされない報告書というのも珍しいよね。

地域調整部長代理 むなしいじゃないですか。

伊藤委員 生かすのはだれ、区民（笑）。

宇都木委員 ワインと違って、だれかの言ういい話を聞きましたというだけになっちゃって、ワインづくりをやっているわけじゃないのだから。

久塚座長 いい話でした。

野口委員 確かに言えているという。

久塚座長 いや、やっぱりかなりの力合わせではありますよね。

宇都木委員 これを突き返してきたら追求するよ。

事務局 先生、確認してもいいですか。

久塚座長 はい、事務局、どうぞ。

事務局 では、この今の文章ですが、事業実施における役割分担については、NPOと行政だけに限定されるのではなく、事業の直接的な受益者や広く区民をも対象としたものとして評

働されるべきである。で、タイトルが実施事業と区民の関わりでよろしいですか。

宇都木委員 はい、合格。

久塚座長 相変わらず私たちが合格と言ってもらう立場なので。

宇都木委員 すばらしい。

事務局 ありがとうございます。

宇都木委員 いや、やっぱり委員会は知恵があるよ、みんな。

久塚座長 事務局のほうはこれ、この案がとれたら残る議事はどれになりますか。

事務局 はい。これ、それで全体を見て何か気がついたことがあったらご意見いただいて、そしたらその他です。

久塚座長 では、すみません、これについて、それでもう一つ、私のあいさつ文。それが事務局と相談して今このような形、前年、前回の分。

事務局 2ページです。

久塚座長 多少、三、四カ所加筆をしておりますが、最終的には次回の委員会が何日でした？。

事務局 3月15日木曜日です。

久塚座長 15日の1週間前ぐらいにこのままの形なのか、私がまたさらにアップしようとか、赤を入れた形になるかは置いておいて、皆さん方にこの2ページもお示しする機会があると思いますので、これを見ていただいて次の委員会で形がとれると。

事務局 はい。

久塚座長 2ページはまだ完全に確定ではございませんので。

伊藤委員 これ、読んで何かあったらそっちへ戻せばいいのだから。

久塚座長 はい。

伊藤委員 赤です。

事務局 ああ、2ページですか。

伊藤委員 うん、修正して。

事務局 2ページは先生と調整をもう1回します。

久塚座長 もう一遍して出します。

事務局 はい、出しますので。

伊藤委員 では、こっちは何もしないでいい？

事務局 はい。

久塚座長 その日、あまり火だるまにはならなくなる1ページの中におさめたいなどは思い

ますけどね。もうちょっと待ってください。

関口委員 ちょっと確認を。

久塚座長 はい、よろしいですよ。

関口委員 これ、5段落目に書いてある事前確認書のことなのですが、団体と事業課からは、書面で作成すると実施中に適宜確認が行え、軸がぶれることなく事業が進められるとの声が寄せられたという、寄せられたのですか。

事務局 はい。

関口委員 おお、よかった。

事務局 これは評価の相互検証です。

久塚座長 自信を持ってやった。

事務局 相互検証の際に行った事業課と団体の意見交換をやったのですけれども、そのときにその事前確認書というのを今回から導入したのですがと言ったら、ああ、すごく役に立ちましたということで寄せていただくことができました。

久塚座長 確認書、それがなかったとき、少しぐらぐらして全然違うような形のものになったり、それに近づいたりするようなことが見られたので、事前にこれを知ることが必要だろうと委員会の中で出たのですかね。それで入れてよかったなと思います。

事務局 はい。関口委員が強く言ってくださって入れることになったものです。

宇都木委員 途中で変わってしまう人たちがいるのだよ。

久塚座長 ええ、どうしてもですね。

宇都木委員 それはしょうがないのだよ、ある意味じゃ。

久塚座長 それをしかし双方の事情で、あるいは法改正によってそうなった場合も、やめと言えないのでどうするかということでえらい苦労したことが過去ございましたので。

では、2ページを残してほかのところは、この報告書の形をとらせていただきます。よろしいですね。

伊藤委員 はい。

久塚座長 はい、どうもありがとうございます。では、2ページ目については事務局とまた行き来しながら最終的に固めていきたいと思います。

では、その他。

事務局 その他は次回の会議の開催予定です。3月15日の木曜日午後2時から4時で第7回目の協働支援会議になります。

久塚座長 いよいよ最後。

事務局 会場がこちら本庁舎の3階の301会議室、ちょっと小ぢんまりした部屋になるのですが、301会議室で行いますのでよろしく願いいたします。

久塚座長 3月15日ですよ。部長さん、大丈夫ですか、15日。

地域調整課部長代理 はい。午前中は成立式典だよね。

事務局 はい、午前中は区の成立式典になります。

久塚座長 では、きょう振り返ってみれば法改正を含めてすごく私だけじゃなくて関口さんが答えてくれたし、それにかかわって村山委員が自分のところの会計などがどうなのかという、すごく具体的な議論ができましたし、それが資金助成のあの中に反映されるということを含め、非常によい会議でした。今年度というあいさつは次回にすることとして、きょうも積極的なご意見をいただいたし、文章を含めて積極的にご意見をいただきまして無事終わることができました。

どうもお疲れさまでした。これで会議を終わりたいと思います。

事務局 ありがとうございました。

— 了 —